

その使い方については、「当用漢字音訓表」による。

- (イ) 固有名詞または教科に関する専門的な用語について、やむを得ず、(ア)によらない場合は、初出の際に読み方を示すこととする。

### 〔当用漢字音訓表〕

#### 1 音訓の整理に関する方針について

- (1) 告示の「まえがき」に、「この表は当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したものである。」とある。
- (2) 同じく「この表の字音は 漢音・呉音・唐音および慣用音の区別にかかわらず、現代の社会にひろく使われているものの中から採用した。」とある。
- (3) 同じく「この表の字訓は、やはり、現代の社会にひろく行われているものの中から採用したが、異字同訓はつとめて整理した。」とある。

#### 2 音訓の取捨選択について

- (1) 昭和22年9月29日、音訓整理主査委員会委員長報告によれば、次のとおりである。

ア 古訓の整理 朝(あした)、古(いにしえ)など。

イ 解釈訓の整理 報(しらせ)、効(ききめ)など。

ウ 同訓の整理 きく-聞く (聴は認めない。)など。

きず-傷 (創は認めない。)など。

エ かな書きの法則による訓の整理

副詞 凡(およそ)、頗(すこぶる)など。

助動詞 如(ごとし)、可(べし)など。

オ 熟字訓 今日(きょう)、流石(さすが)など。

カ 特殊訓のあるものを認めること。

## 1 音訓の整理に関する方針について

- (1) 音訓は、なるべくふやさない方針で進めるべきものである。
- (2) 音訓制限を合理的に緩和し、使用度の高いものを追加し、使用度の低いものを削除すべきである。
- (3) 異字同訓、一字多訓を一概に整理することは、漢字のもつ意味とことばのつながりを断ち切ることに問題がある。

## 2 音訓の取捨選択について

- (1) 現在、社会で普通に行なわれている音訓で採られていないものを加えるべきである。

例 礼-ライ，茶-サ，魚-さかな，記-しるす，  
お父さん，お母さん

- (2) 熟字訓で慣用度の高いものを許容する旨を明らかにすべきである。

一人(ひとり)，時雨(しぐれ)

- (3) 使ってさしつかえない熟字の音訓の範囲がはっきりしないから、原則を示すか、除外例を具体的に示したほうがよい。

日(か), 重(え)など。

キ 特殊音のあるものを認めること

行(あん), 出(すい)など。

(2) 「使用上の注意事項」には「つぎのような熟字は、使ってさしつかえない。

木 き → 木立 こだち

夫 フ → 夫婦 フウフ」などとある。

### [当用漢字字体表]

#### 1 字体の標準に関する方針について

- (1) 訓令(昭和24.4.28)に、「漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読みかたの多様であることによるばかりでなく、字体の不統一や字画の複雑さにもとづくところが少くないから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の字体を整理して、その標準を定めることが必要である。」とある。
- (2) 告示の「まえがき」に「この表は、当用漢字表の漢字について、字体の標準に示したものである。」とある。
- (3) 同じく「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし、正確にすることをめやすとして選定したものである。」とある。
- (4) 同じく「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とある。

#### 2 各字の字体の標準について

- (1) 告示「まえがき」の「備考」に、「この表は、当用漢字表の配列に従い、字体は、活字字体のもとになる形で示した。」とある。
- (2) 同じく「この字体には、(一)活字に從來用いられた形をそのまま用いたもの、(二)活字として從來2種以上の形のあった中から一をとった

## 1 字体の標準に関する方針について

- ① 字体の標準に、漢字の略字体を用いることはよいが、干<sup>ろく</sup>祿字書の通字にあたるものであることを明らかにすべきである。
- (2) 中国の康熙<sup>き</sup>字典の正体を採用すべきである。
- (3) 印刷字体と筆写字体とを一致させる必要はない。
- (4) 簡易字体は、現在広く世間で行なわれているものから採用すべきである。
- (5) もっと積極的に簡易字体を創案すべきである。その際、中国における簡体字の字体をも考慮すべきである。
- (6) 略体の採用は、ある程度はよいが、簡易化のためにむやみになすべきではない。

## 2 各字の字体の標準について

- (1) 社会に広く行なわれている次のような簡易字体の採用を考えるべきである。(第6期)

仂(働) 卒(卒) 旺(曜) 浊(濁) 岫(留) 朮(第) 筭(簿)

聃(職) 負(質) 選(選) 离(離) 类(類)

もの、(三)従来活字としては普通に用いられていなかったものがある。この表では、(三)のうち著しく異なったものには、従来の普通の形を下に注した。」とある。

(二) の例            効(效)            叙(敍, 敘)

(三) の例

- 1) 点画の方向の変った例            半(半) 羽(羽)
- 2) 画の長さの変った例            告(告) 急(急)
- 3) 同じ系統の字で、又は類似の形で、小異の統一された例  
   扌招(拜招) 青(青)
- 4) 一点一画が増減し、又は画が併合したり分離したりした例  
   者(者) 黄(黄)
- 5) 全体として書きやすくなった例  
   亜(亞) 儉(儉)
- 6) 組立の変った例            黙(默) 勳(勳)
- 7) 部分的に省略された例            応(應)
- 8) 部分的に別の形に変った例    広(廣)

(注) (ア) 「使用上の注意事項」は、次のとおりである。

この表の字体は活字字体のもとになる形であるから、これをみんちょう体、ゴシック体その他に適用するものとする。

この表の字体は、これを筆写(かい書)の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次の通りである。

- (1) 長短に関する例            雨(雨)
- (2) 方向に関する例            風(風)
- (3) 曲直に関する例            了(了)
- (4) つけるかはなすかに関する例    又(又)
- (5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、

(注) このほかに、卓、齒、恣、斗、杙、叔、訖、冂、脉、覓  
などがある。

(2) 字体を整理した結果に一貫性がない。

佛 → 仏      團 → 団

沸 はこのまま、傳 → 伝

(3) 字体表の各文字の部首による配列に不合理な点があり、利用に不便であるので、改善すべきである。

例 冂(口), 聑(耳), 田(田), 骨(骨), 欠(缶)

(かっこ内は部首。)

に関する例 奥(奥)

(6) その他 北(北)

(注) (イ) 教科用図書検定基準内規(昭和33年12月)には、次のよう  
にある。

「当用漢字別表」(昭和23年2月16日内閣告示第1号)に示  
されている漢字の教科書体活字の字体は、原則として、「当  
用漢字字体表」(昭和24年4月28日内閣告示第1号)の表に  
示されている形による。ただし、次に示すものについては、  
ここに示す形による。

ア) 人 入 北 均 七 切 改 の7字

イ) 予 手 令 言 の4字およびこれが部分となっ  
ている漢字

ウ) 之 ネ 祢 百 然 空 兀

「当用漢字別表」に示されている漢字以外の当用漢字の字体  
も、「当用漢字字体表」の表に示されている形によるが、上に  
示すものを参考にしてこれに修正を加えることが望ましい。

## 第2 送りがなのつけ方について

### 1 方針について

- (1) 訓令に「当用漢字・現代かなづかい制定の趣旨の徹底を図るため  
には、さらに送りがなのつけ方を整理して、その標準を定めることが必  
要である。」とある。
- (2) 告示の「前文」に現代国語を書き表わすため各行政機関においてよ  
べき送りがなのつけ方の標準を、次のように定めた。」とある。
- (3) 告示の「まえがき」に

「1 この「送りがなのつけ方」は、現代口語文を書く場合の送りが  
なのつけ方のよりどころを示したものである。

2 この「送りがなのつけ方」は、

- (1) 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。